

墓地、埋葬等に関する事務は市町村が一括で！

～道から市町村への権限移譲 全道重点推進権限～

「墓地、埋葬等に関する法律」（以下、「墓埋法」という。）に基づく事務については、地方分権一括法及び北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例等により、ほとんどの権限が市町村に移譲されています。

しかし、墓埋法第18条の火葬場への立入検査等に関する事務は、一部の市町村のみに知事権限が移譲されている状況となっているため、道としては、地域の状況等を踏まえた適正な指導が行われることを期待し、全市町村への権限移譲を推進しています。

<現在、市町村が行っている墓埋法関連事務>

墓埋法で市町村長権限の事務	全市町村に移譲済みの知事権限の事務
○埋葬、火葬、改葬の許可 (法第5条)	○墓地、納骨堂、火葬場の経営許可 (法第10条第1項)
○墓地等の経営者からの市町村長への管理者の届出 (法第12条)	○墓地、納骨堂、火葬場の施設等変更又は廃止許可 (法第10条第2項)
	○墓地、納骨堂、火葬場の施設の整備改善等の命令又は経営等の許可の取消し (法第19条)
	○経営（変更・廃止）届の受理 (道細則第8条第1項)
	○工事の竣工届の受理 (道細則第9条)

<一部の市町村にのみ移譲されている知事権限の事務>

○火葬場への立入検査又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者からの報告徴収
(法第18条)

<事務の概要> 公衆衛生その他公共の福祉の見地から、墓地等の管理が不相当と認められる場合に火葬場への立入検査、又は、墓地、納骨堂、火葬場の管理者から必要な報告を求めることができます。

権限移譲

権限移譲のメリット！

- すでに移譲している墓地、納骨堂または火葬場等の経営等の許可等に関する事務と密接不可分な権限であることから、経営者に対してより適切な指導が行えます。
- 市町村が立入検査、報告徴収等を行うことにより、地域の特性、実情にあった指導が可能となります。

道から市町村への財政的措置

- 北海道権限移譲事務交付金の交付
前年度の事務処理実績に基づき、移譲を受けた年度から交付金を交付します。



☆令和5年度（2023年度）交付金予定単価（1件当たり）

報告の徴収又は質問若しくは立入検査 8,400円

権限移譲の状況

35市	全市
47町村	当別町 新篠津村 松前町 福島町 七飯町 八雲町 奥尻町 島牧村 黒松内町 蘭越町 留寿都村 真狩村 喜茂別町 京極町 泊村 神恵内村 月形町 東神楽町 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町 津別町 訓子府町 置戸町 大空町 豊浦町 洞爺湖町 様似町 新ひだか町 鹿追町 新得町 芽室町 広尾町 本別町
計82市町村	

(令和5年(2023年)4月1日現在)

権限移譲の条件

○衛生に関する専門知識を有する職員の配置

火葬場への立入検査は環境衛生監視員が行うとされ、その任命に当たっては、厚生省(現厚生労働省)から監視指導に当たり必要とされる知識及び技術に関する職員の資質に配慮を求める通知(昭和42年1月11日付け環衛第7003号厚生省環境衛生局長通知)が発出されています。

環境衛生監視員の任用資格(昭和42年厚生省環境衛生局長通知より抜粋)

- 一 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、水産学、農学、工学、理学又は保健衛生学の課程を修めて卒業した者
- 三 国立公衆衛生院において環境衛生学科、衛生工学科、化学検査学科又は細菌検査学科の課程又は、これらに相当する課程を修了した者

【問い合わせ先】

◆北海道 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課 環境衛生係
電話：011-204-5260

◆各総合振興局(振興局) 保健環境部 保健行政室 生活衛生課
地域保健室 生活衛生課